# 田村バイオマス訴訟これまでの経緯

NPO法人市民放射能監視センター(ちくりん舎)

青木一政

# 田村バイオマス訴訟にいたるまで

射能濃度の高い 2016年7月 田村市、タケエ 結。	
射能濃度の高い 2016年7月 田村市、タケエ 結。	内容
結。	が共同記者会見で木質バイオマス発電計画について発表。①(放い)樹皮は燃やさない、②チップ工場は作らない。
2017年4月 市長選で本田(	イ(株)、田村バイオマスエナジー(株)3者による企業立地基本協定締
	ニー氏が当選、直後にタケエイが協定変更を申し出る。
	会で契約内容の重要事項変更の説明。①バーク(樹皮)も燃やす、 g。②チップ工場を隣接して建設する。
2017年9月 「大越町の環境	ででいる会」発足。バイオマス発電所建設反対の署名運動開始。
2018年2月 町内過半数の	建設反対の署名簿提出。(署名全体で約5000筆)
2018年4月 ばらまき体感ツ	アーで大越町訪問、交流と支援の開始。(ばらまき追及団)
2018年9月 市民を集めて第	第1回学習会を開催。講師:ちくりん舎青木一政
明。「4月から5 ですが、「放射」 くの回答をいた	て本田仁一市長がバグフィルタの後段にHEPAフィルタを設置と説 月にかけて上大越地区を対象に住民の意識調査を実施したところ <mark>能への不安」など、発電事業の実施に伴う「不安・心配」について多いだいたため、発電事業者と協議し、国内最高レベルの安全対策を</mark> とところであります。」
2019年2月 田村市長、田村 所運営のノウィ	

# 田村バイオマス訴訟にいたるまで

日付	内容
2019年3月	情報公開請求にて一連の資料開示請求。⇒全て黒塗りののり弁回答。
2019年4月	第1回地域協議会開催「木質バイオマス発電事業について」
2019年4月	同協議会での説明資料を入手。HEPAフィルタの外形図を見て、HEPAフィルタの性能が保証できない(保証する気のない)偽設備であることを確信。 プラント技術者の会にも協力をいただき、偽設備であることを確認。
2019年4月	坂本博之弁護士と相談、「大越町の環境を守る会」中心に訴訟準備に入る。
2019年8月	市民・議員を集めての第2回学習会開催。講師:鈴木宜弘東大教授、青木一政
2019年9月	福島地裁に訴状提出。被告は本田仁一田村市長。田村BEに支出した11億6300万円の補助金は、田村BEの「HEPAフィルタ設置」は虚偽であり詐欺あるいは、市の錯誤に基づくものであるから損害賠償請求又は不当利得返還請求をせよ。
2019年9月14日	訴状提出の記者会見
2019年11月14日	第1回法廷、裁判後報告集会。
2020年1月28日	第2回法廷、裁判後報告集会。
2020年3月24日	第3回法廷、裁判後報告集会。
2020年6月2日	第4回法廷、裁判後報告集会。
2020年8月18日	第5回法廷、吉川さん意見陳述、裁判後報告集会。

# 田村バイオマス訴訟の提訴内容

【被告】田村市長 本田 仁一

#### 【請求の趣旨】

- 1 被告は、木質バイオマス発電施設等整備事業に関し、株式会社田村バイオマスエナジーに対して、公金を支出してはならない。
- 2 被告は、本田仁一及び株式会社田村バイオマスエナジーに対し、金11億6312 万6040円及びこれに対する平成31年4月15日から支払済まで年5%の割合による 金員の損害賠償請求又は不当利得返還請求をせよ。

#### 【請求の原因】

上記の金員の支払は、何れも、本件会社による詐欺に基づくものであり、或いは市 の要素の錯誤に基づくものであるから、違法な支出であり、支出をすることは許され ない。

本件設備に設置される予定のHEPAフィルタは、全く機能しないものと考えられる上、バグフィルタも十分な機能を発揮しないものと考えられる。従って、本件会社が市に対して説明を行った、本件施設の安全対策には虚偽があるものというべきである。

# 原告・被告は法廷で どのような論争をしてきたか

# 田村BEの「HEPAフィルタ設置」が虚偽であるとする根拠 (その1)

- 田村BEは排ガスの基準を30Bq/㎡としている。これは一般のごみ焼却炉の基準と全く同じである。
- HEPAフィルタの性能として定められている基準は 「0.15μmで99.97%の粒子捕捉率」 注1である。

注1:JIS Z 4812「放射性エアロゾル用高性能エアフィルタ」



田村BEの基準はHEPAフィルタが全く 機能していなくても、つまりフィルタが 筒抜けでも全く感知できない。

# 被告は「HEPAフィルタは『安心』のため設置」と主張

#### 【被告側第1回法廷での主張】

#### 「安全対策としてのバグフィルタ」

- 田村市は、補助金の交付要件としての安全確保対策を、バグフィルタの整備としている。
  「安心対策としてのHEPAフィルタ」
- 「バグフィルタ後段に、HEPAフィルタを設置することにより排ガス中のばいじんをほぼ全量捕捉し更にクリーンな状態にして大気放出する計画です」と記載したのは、HEPAフィルタ設置が「安全」対策を超えた「安心」対策のためであることを物語っている。

#### これは2018年の田村市・田村市長の市議会答弁と明らかに異なる。

- 2018年6月、市議会定例会で補正予算可決時に「バグフィルター+HEPAフィルターの二重構造化」を約束。「排ガス中の放射性物質の捕捉対策として、バグフィルターに加え、高性能フィルターであるペパフィルターを設置し、フィルター二重構造化して安全管理対策を講じます。」(予算常任委員会で商工課答弁)
- 2018年9月定例会会議録:
  - 市長(本田仁一):木質バイオマス発電事業への住民意向調査についての御質問にお答えをいたします。市では、バイオマス発電事業に対して、住民の皆さんが期待することや不安に感じることなど、様々な意見を伺うことを目的に、4月から5月にかけて上大越地区を対象に住民の意識調査を実施したところですが、「放射能への不安」など、発電事業の実施に伴う「不安・心配」について多くの回答をいただいたため、発電事業者と協議し、国内最高レベルの安全対策を講じることとしたところであります。

「安心」のためであれば 「おふだ」「お飾り」でもか まわないことになる!

# 被告は「HEPAフィルタは『安心』のため設置」と主張

#### 【原告側第2回法廷での坂本弁護士の追及】

- 「安心」と「安全」の意味するところが必ずしも明らかでないので説明をされたい。
- 被告の主張は、要するに、HEPAフィルタによる集塵率がバグフィルタによるそれを超えるということなのか、それともバグフィルタによって既に十分な集塵が行われているので、HEPAフィルタは、ただ飾りとしてついているだけ、ということなのか明らかにされたい。
- HEPAフィルタにも集塵機能を予定しているのであれば、どのような集塵性能を予定している のか明らかにされたい。

#### 【被告側第3回法廷での主張】

- 環境省が示す安全基準をクリアしたうえで、さらに安全レベルを高めることが「安心」であり・・さらに安全レベルを高めるためにHEPAフィルタを設置している
- HEPAフィルタによる集塵が実際に行われないわけではないが、既にバグフィルタによって十分な集塵がなされたという意味で、極めて限定的な意味での集塵をおこなう設備であると被告は考えている。
- バグフィルタを通過することによって、人体に影響のないクリーンな排ガスになるが、HEPA フィルタを通過することで更にクリーンな排ガスになる。その意味で、個別の集塵性能を数 値化しているものではない。

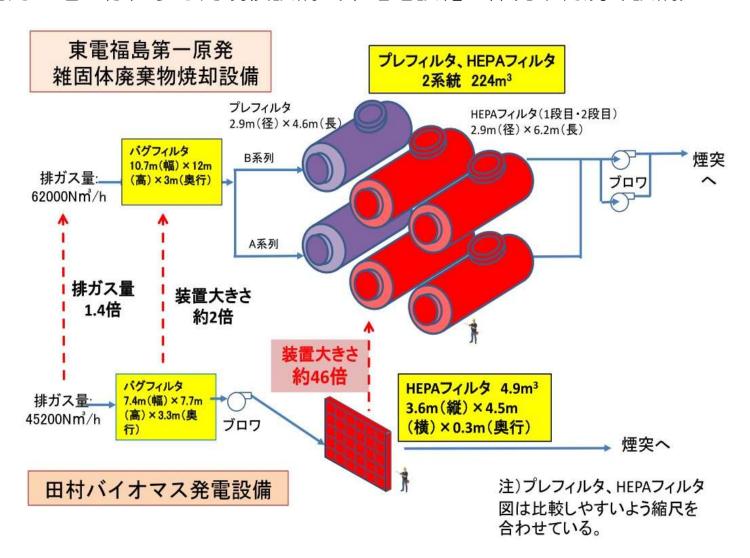
HEPA性能を数字 として出したくな い意図がありあ り!

安全を問題にするのであれば数字が問題になる。

## 田村BEが「国内最高レベル」というHEPAフィルタの実態

HEPAフィルタは大型焼却炉での設置が難しいと言われている

⇒ 国内で唯一存在する同規模設備(東電増設雑固体廃棄物焼却設備)との比較。

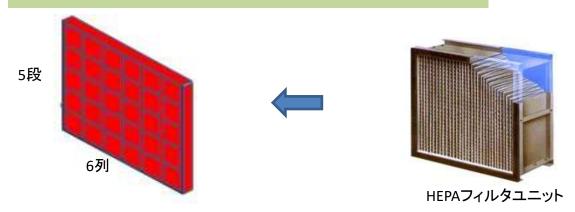


# 田村BEの「HEPAフィルタ設置」が虚偽であるとする根拠 (その2)

- 田村BEは既存のHEPAフィルタユニットを6列5段で組み合わせている。その分、HEPAフィルタユニットをバンクに接合するシール(接合)部分は多くなる。
- このシール部はμm以下の粒子が漏れないような高度な性能 を維持しなければならない。



経時的な劣化、温度や振動などの影響 のもとでは突発的なシール漏れ故障の潜 在リスクが大きい。



横6列、縦5段にHEPAユニットをミクロン単位の隙間なくどのようにつなぎ合わせるか。特殊な構造が必要。

HEPAユニットを6列5段で組み合わせ。その分、接合部分が多くなる。ミクロン以下の粒子が漏れないような高度な性能をどのように維持するのか

#### 【被告側第1回法廷での主張】

● しかるべき接合処理を行うことは必要最低限の措置である

#### 【原告側第2回法廷での主張】

- 原告らの主張は「振動や温度変化」等、長期にわたる安定性を問題にしているが、被告は、その点は無視している。被告は本件移設において設置されるHEPAフィルタの具体的なハウジングについて何も主張していない。これでは、果たして本件施設に設置されているHEPAフィルタが長期に亘る安定性を保つことができるのかどうか不明である。具体的なハウジングの内容を明らかにされたい。
- 被告は「HEPAフィルタは、僅かの隙間も致命的欠陥になる」ことは認めている。
- そうであれば設備設置時はもとより長期安定にその性能を維持するための設計上の配慮が必要であり、また経時変化による異常を未然に防止するための点検監視方法の確立、 点検や異常発見時の対応を容易にするための配慮が当然求められる。
- 以上のような、既存のガイドラインに基づいた設計上の配慮、点検監視方法の詳細が明ら かにされない限り、「HEPAフィルタを用いた設備」が安全であると容易に主張することは許さ れない。

#### 【被告側第3回法廷での主張】

- バグフィルタが適正に稼働していれば、安全性になんら問題ないものである。

やっぱりお 飾り?!

# 田村BEの「HEPAフィルタ設置」が虚偽であるとする根拠 (その3)

• 田村BEはダクト内でHEPAフィルタを交換すると説明しているが、ダクト内はきわめて狭くHEPAフィルタの点検や交換が容易にできる設計になっていない注3。

注3:米エネルギー省核空気洗浄ハンドブック 第8章 テスト 図8.8より HEPA フィルタのダクト内での試験の様子



Upstream Aerosol Generation

HEPAフィルタ

田村BEではダクト内通路は80cm~1m程度。機材を持ち込んでのテストなどできない。

# ダクト内でHEPAフィルタを交換すると説明しているが、きわめて 狭くHEPAフィルタの点検や交換ができる設計になっていない

#### 【原告側第2回法廷での主張】

- 被告は、本件施設においては、フィルタのダクト内で作業が行える設計にすることとなっていると述べる。そうであるならば被告は、ダクト内で交換を行う際の検査方法、ユニット交換方法の具体的手順を示す説明書、手順書を書証として提出すべきである。
- HEPAフィルタの図面を見ると、ダクト内では、人1人がたつのが精いっぱいであり、 機材を持ち込んでのテストや点検や交換をするのはほとんど不可能な広さである。 最上部のユニットは床面からおよそ2.4m上方になる。しかし階段や作業架台は 設置されていない。必要な台車や仮置き場、高所作業用の足場などが設置できるスペースは全く不十分である。



【裁判長の発言】被告側は次回これらの主張に対し図面等で反論しますか? 【被告発言】はい。

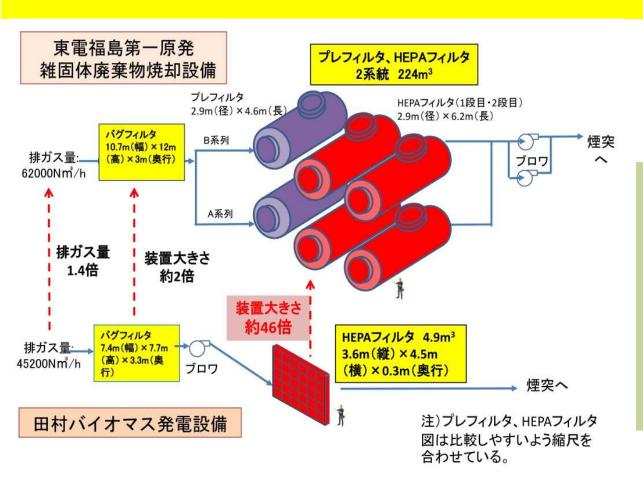
#### 【被告側第3回法廷での主張】

- 説明書および手順書は、プラントメーカーとの守秘義務の関係があり、提出の予 定はない。
- ◆ 本件施設におけるHEPAフィルタはメーカが設計したものであり、メンテナンス作業上の問題はない。

# 田村BEの「HEPAフィルタ設置」が虚偽であるとする根拠 (その4)

- HEPAフィルタは微小粒子を吸着するため目詰まりを起こしやすい。
- これを防止するためにHEPAフィルタの上流側にプレフィルタを設置することが一般的である注2。

注2:米エネルギー省核空気洗浄ハンドブック第3章3.4「HEPA用プレフィルタ」



田村BEではプレフィルタがないためバグフィルタの故障やその他の外部要因により、突発的にHEPAフィルタが目詰まりを起こす可能性が高い。

HEPAフィルタは目詰まりを起こしやすい。これを防止するために プレフィルタの設置が一般的であるが、田村BEではそれがない。

#### 【原告側第2回法廷での主張】

- HEPAフィルタは、ばいじんの捕捉容量がバグフィルタに比べて少ないため、目詰 まりで短時間にフィルタ交換が必要になったり。装置を巨大にする必要がある。
- このためHEPAフィルタが大型の焼却炉への適用事例はこれまでなかった。
- HEPAフィルタを採用する場合、HEPAフィルタのすぐ前にプレフィルタを設置することが通常である。
- 一般的に流入するダスト濃度が20mg/m<sup>3</sup>であればプレフィルタを設置すべきであり、 2.3mg/m<sup>3</sup>であればそれを考慮すべきである。
- 本件施設ではHEPAフィルタはこのようなダスト等から守られていない。

#### 【被告側第3回法廷での主張】

- HEPAフィルタのばいじん捕捉容量が少ないこと、HEPAフィルタの大型焼却炉への適用事例がなかったことは、いずれも認める。
- バグフィルタによって本件施設の安全性は担保されており、HEPAフィルタが捕捉する煤塵も極めて小さくなる。
- 原子力関連施設との比較において本件施設の問題点を 指摘しているようであるが、本件施設が原子力関連施設 ではない以上、比較対象として適切ではない。

放射能拡散の問題でHEPA フィルタ設置が出て来たのは 明らか。放射能問題を避けよ うと論点スリカエ。

# 論争の山場-第4回法廷 田村BEの「HEPAフィルタ設置」の 根拠は何か?

# 私たちは田村BEのHEPAフィルタが偽物だということの根拠として公的規格・文献を引用して主張してきた。



#### 【日本の規格 日本工業規格 JIS Z 4812】

- JIS Z 4812「放射性エアロゾル用高性能エアフィルタ」
- 適用範囲:この規格は、放射性エアロゾルを除去する目的で、 原子力施設などの排気系、換気空調系などで使用する高性 能エアフィルタのうち、火災防護上難燃性を要求されるもの について規定する。
- 単にHEPAフィルタユニットの規格だけでなく、現場に設置された状態での性能保証方法についても、付属書「放射性エアロゾル用高性能フィルタの現場試験方法」で詳しく規定されている。

#### 【米国エネルギー省 ハンドブック】

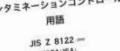
- NACH「核空気洗浄ハンドブック」
- 放射性物質を含む排気ガスの処理のためのHEPAフィルタの仕様や製造、品質管理、装置設計、施工、テスト、メンテナンスなどについて網羅的に関係者が参照すべき技術情報が記述されている。
- プレフィルタの重要性、HEPAフィルタ交換のためのスペース の確保、系統の二重化(多重化)の重要性等々。

# 被告側は「HEPAフィルタ」の根拠をJIS Z 8122と主張!

#### 【被告側第3回法廷での主張】

- 原告らが主張する「JIS Z 4812」は原子力施設の排気系用。本件施設が原 子力関連施設であるとの誤った前提に基づいている。
- 本件施設で用いるHEPAフィルタは「JIS Z 8122」の規格を満たしたもの。









#### 【被告側が言うJIS Z 8122 とは何か】

- JIS Z 8122 「コンタミネーションコントロール用語」
- 適用範囲:この規格は、コンタミネーションコントロール に関する用語およびその定義について定義する。



- 用語の定義をしている単なる用語集。
- 具体的な構造、性能、試験方法などを記載した、 いわゆるJIS 本体ではない。
- 被告側弁護団はおそらくこのJISの本文を読んでい ないのではないか?

# 被告側は「HEPAフィルタ」の根拠をJIS Z 8123と主張!

Z 8122:2000

# コンタミネーションコントロール用語

#### Contamination Control—Terminology

1. 適用範囲 この規格は、コンタミネーションコントロールに関する主な用語及びその定義について定義する。

**備考1.** コンタミネーションコントロールは、清浄度管理ともいい、限られた空間、及び製品などの内部、表面 又は周辺について、要求される清浄状態を保持するためあらゆる事柄について計画を立て、組織し、実 施することをいう。

なお, 放射能の問題は含まない。

放射能問題は含まない。つまり 放射能が関係する場合は、これ を適用してはならないということ。 要はクリーンルーム 用の設備について の規定だということ。 排気用(排ガス用) は適用外。

# 原告側は「HEPAフィルタ」の根拠をJIS Z 4812と主張!

## 放射性エアロゾル用高性能エアフィルタ Z 4812-1995

HEPA Filters for radioactive aerosols

1. **適用範囲** この規格は、放射性エアロゾルを除去する目的で、原子力施設などの排気系、換気空調系統などで使用する高性能エアフィルタ(以下、高性能エアフィルタという。)のうち、火災防護上難燃性を要求されるものについて規定する。

備考1. 放射性エアロゾル用高性能エアフィルタ現場試験方法は、**附属書**に規定する。

現場試験方法について、附属 書に書いてある。これもしっかり まもらなければならない。 放射性エアロゾルを除去 する目的、排気系としっ かり書いてある。

## 前回法廷ではこの被告側のオウン・ゴールを追求したが・・・

#### 【第4回法廷での原告側からの追及】

- JIS Z 8122の適用範囲:室内空調など限られた空間用、放射能の問題は含まない。
- つまり煙突からの排ガス用でもなければ、放射能用でもない。
- 「HEPAフィルタ」=高性能というイメージを利用して、放射能の拡散に危惧と不安を抱いた住民を騙すものにほかならない。



#### 【裁判長の発言】

「次回、あらためて原告側から燃料として放射性物質の付着したものが持ち込まれる可能性や事前検査についての問題点、およびバグフィルタでは放射性物質が捕捉が機能しないこと主張を整理して出して欲しい」。

#### 【原告側坂本弁護士の発言】

- ●この裁判では被告が設置するとしているHEPAフィルタが本来の性能を果たせない虚偽のものであり詐欺であることが争点。
- ●燃料への放射能の付着やバグフィルタの欠陥については、第4回の準備書面(2)でも触れている。

#### 【裁判長の発言】

被告側の論理に引きずられているかのような発言。

でかた別は安心のためHEPAフィルタを設置したと主張している。放射性物質 の検査やバグフィルタの機能的欠陥があるかどうかが詐欺の要件に当たる かどうかに関わってくる」。

# 第5回法廷での原告側の主張

#### 【第5回法廷での原告側からの主張】

- ●HEPAフィルタ性能についての虚偽説明が主要な争点であることを改めて 指摘。
- ●その上でバグフィルタの問題点について指摘。
  - ①燃焼ガスを冷却しなければならないが、冷却水が十分確保できているか不明。
  - ②粒径0.1µm程度の粒子を完全に捕捉することはできない。
  - ③目詰まり、粉じん漏れ、破損などのトラブルが頻繁に起こっている。
  - ④仮に捕捉率が99.9%だとしても、年間891kgの粉じんが排出される。
  - ⑤実際に漏れていることを示す実例(茨城県環境保全事業団が設置した ガス化溶融炉、宮城県大崎市のゴミ焼却施設)。
- ●搬入される燃料及びその検査に関する問題点。
  - ①福島県内の森林の汚染状況。
  - ②放射能濃度測定の問題点。
  - ③行政の隠ぺい体質。黒塗りの問題。

#### 【被告側 第3準備書面の内容】

・争点ずらし。

#### 第1 はじめに

本件では、①本件施設に搬入される木材の放射性セシウム濃度及び その検査体制、②本件施設に設置されるバグフィルタ自体の安全性、 ③②を前提としてHEPAフィルタ設置の意義及びその安全性が問題となっている。

被告は、上記いずれの点についても問題がないと認識しており、以下では、その根拠について述べるとともに、原告らの主張に対しても 適宜反論を加える。

## 【被告側 第3準備書面の内容】

- ・搬入される燃料について。
- 「福島県内の森林から産出される木材の放射能のレベルが一概に高いというものではない」
- ・サンプル調査の正当性について。
  - 本田仁一市長が議会で述べたコンベア上で測定して100Bq/kg以上のものがあれば自動で停止させるという測定方法について記述なし。第3回地域協議会資料では、ボイラー投入前の測定そのものの記述がなくなっている。
- •100Bq/kg以上が検出された場合の抜け道を用意している。
- 「対象によって測定誤差が生ずるため、高濃度の検出データが直ちに信用できるものではない」
- ・焼却灰が8000Bq/kgを超えないこと 根拠なく上記主張をしている。

#### 【被告側 第3準備書面の内容】

・バグフィルタの安全性について

国立環境研の大迫らが2019年4月に出した「排ガス中微小粒子の粒子個数 濃度評価によるバグフィルタ部分集塵率の評価」を根拠に、微小粒子漏れがないことを縷々展開している。

本件に関してはその論文のトリックについて、宮城県大崎市での放射能ごみ焼却中止を求める住民訴訟の中で既に批判済み。

⇒大崎訴訟では、「不検出(ND)がゼロという意味ではない」との裁判所の理解が進み、進行協議の場において原告らの主張する方法で実際の焼却炉で測定をしてはどうかとの提案があり、測定方法について検討中。

## 【被告側 第3準備書面の内容】

- •HEPAフィルタの二系統化についての反論
  - HEPAフィルタが虚偽であることの根拠の一つとして、二系統かされていないという批判に対する反論として、「原子力施設では扱う放射能濃度が高いため」である。本施設は原子力施設ではなく、放射能濃度が低いから不要と反論している。
    - ⇒二系統化とは一方が目詰まりや故障をしても他系統で運用ができるという、信頼性の考え方であり、放射能濃度とは全く関係がない。未だに二重化と二系統化を混同している素人的反論をしている。
- プレフィルタがないことへの反論
  - 本件は原子力施設ではないので不要、との主張を再度行っている。バグフィルタが破れるなどの故障時には容易にHEPAフィルタの目詰まりが起こる濃度になることは既に原告準備書面で主張ずみ。
- •JIS z 8122を根拠とするという説明(被告らのオウンゴール)への批判(排ガス) 用でもなければ、放射能用でもない)に対する反論は次回までにすると説明。

# 「田村バイオマス訴訟支援の会」 へご支援をよろしくお願いします。



FB 公開グループ「田村バイオマス訴訟支援の会」 https://www.facebook.com/groups/468923530580459/?ref=bookmarks

●ゆうちょ銀行 振込口座 00270-8-106485 加入者名:田村バイオマス訴訟支援の会 タムラバイオマスソショウシエンノカイ ●他の銀行からの振込

店名:0一九(ゼロイチギュウ店)

預金種別: 当座 口座番号: 106485